

主 な 内 容

SCM推進協議会総会を開催／第120回繊維通商問題委員会開催／第4回繊維産業技能実習事業協議会開催／JETRO主催欧米向けテキスタイル輸出展示商談会開催／SCM推進協議会取引改革委員会開催／下請等中小企業における取引条件の改善状況調査結果／「生産性向上特別措置法」施行される／平成30年3月末までの消費税転嫁対策の取組み状況／「時間外労働等改善助成金」について／EPA・TPPの動向／特許公開情報

●SCM推進協議会総会を開催

6月12日(火)、東京有明TFTビルにおいて繊維産業流通構造改革推進協議会の総会が開催された。

冒頭、馬場会長より基本契約書の締結や、『歩引き』取引の廃止に向けた活動が徐々にではあるが浸透してきた。昨年から、これまでの取組みに加え、繊維業界の取引適正化に向けた活動を更に推し進めるため、日本繊維産業連盟と協同で『繊維産業の自主行動計画』を策定し具体的に活動を進めている。平成28年末には公正取引委員会から『下請法』の運用基準の見直しが発表されたこと等もあり、より時代に合った『取引ガイドライン』とするべく、改定に向けて現在検討を進めていると挨拶があった。

続いて、来賓の経産省杉山生活製品課長から、繊維業界全体の公平公正なサプライチェーンへの取組みや外国人技能実習制度における労働問題などの取組みについて説明があった。

その後、「平成29年度事業報告及び決算報告」「平成30年度事業計画及び事業予算」「役員改選」等についての審議が行われ、全ての議案について満場一致で承認された。

●第120回繊維通商問題委員会開催

6月15日(金)、織産連の第120回繊維通商問題委員会が東京の繊維会館において開催された。当日は(1)日本の繊維貿易の現況について(2018年1-4月期・2018年4月、(織産連説明))、(2)各国とのEPA交渉状況について(経産省説明)、(3)EPA産業協力の現状について、(4)第7回日中韓繊維産業協力会議実務委員会について説明があった。

1. 輸出入全般の動向

2018年1-4月期の繊維貿易

	円ベース		ドルベース	
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)
輸出	279,838	100.3	2,595	104.7
輸入	1,341,638	100.2	12,415	104.6

①2018年4月単月に関しては、輸出は円ベースで74,365百万円(前年同月比98.6%)、輸入は円ベースで331,110百万円(前年同月比103.3%)。

②2018年1-4月累計の繊維品別輸出入実績に関しては、輸出(円ベース)の前年同期比は繊維原料は95.0%、糸類(紡績糸・合繊糸)は102.8%で、うち綿糸は105.3%、毛糸は159.0%、合繊糸は101.7%。織物は96.1%で、うち綿織物は95.5%、毛織物は96.7%、合繊織物は97.0%。二次製品は103.9%。輸入(円ベース)の前年同期比は繊維原料は106.9%、糸類(紡績糸・合繊糸)は97.4%で、うち綿糸は89.4%、毛糸は103.2%、合繊糸は100.8%。織物は101.1%で、うち綿織物は100.8%、毛織物は108.0%、合繊織物は99.7%。二次製品は100.2%。

2. 各国・地域別輸出入の動向

①輸出(2018年1-4月累計)

I. 2018年1-4月の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)向けは100.4%、欧州105.1%。

II. アジアにおいては中国が99.9%。シェアは28.1(前年同期比-0.1ポイント)。アセアン主要国は前年同期比でインドネシアが108.3%、マレーシア98.4%、ミャンマー129.4%、ベトナム101.8%。アセアン全体では101.9%、シェアは25.1%(前年同期比+0.4ポイント)と安定した伸び。また、カンボジアは91.5%と減少が続く。アセアン以外では、パキスタン114.7%、バングラデシュが120.1%、インド117.8%と伸長が続いている。台湾は95.3%。欧州では、イギリスが102.9%、フランス100.9%、ドイツが104.4%、イタリア117.0%。

III. 米州は107.6%、シェアは10.4%で前年同期比+0.7ポイント。

②輸入(2018年1-4月累計)

I. 2018年1-4月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が99.7%、米州99.3%、欧州108.9%。

II. アジアでは中国が95.1%だが、シェアは56.9%(前年同期比-3.1ポイント)と減少が続く。

III. アセアン全体では109.4%。主要国はベトナム111.7%、インドネシア105.0%、カンボジアが113.5%、マレーシアが108.1%、ミャンマー111.7%、タイ105.8%と伸びている。アセアンのシェアは26.5%(前年同期比+2.2ポイント)と安定した伸びが続く。ベトナムのシェアは11.7%(前年同期比+1.2ポイント)と堅調。

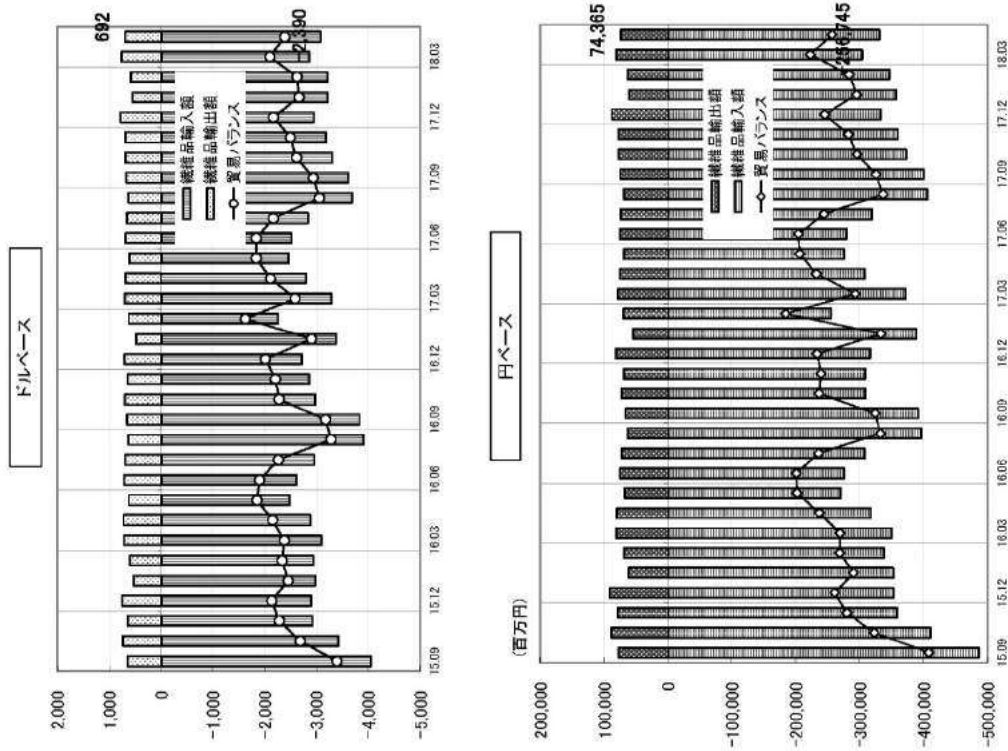
輸入についても、アセアン以外ではバングラデシュは110.6%、台湾100.3%、イギリ



ス109.0%、フランス107.1%、イタリア106.2%、アフリカ102.9%。

次回の繊維通商問題委員会は8月1日(水)開催予定。

輸出入動向



年月	繊維品輸出額		繊維品輸入額		貿易バランス		当季レート 円
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	
15.09	646.0	77,660	4,044.8	486,268	-3,398.8	-408,608	120.22
15.10	736.9	88,468	3,424.5	411,148	-2,687.6	-322,680	120.06
15.11	641.6	78,624	2,925.0	358,432	-2,283.4	-279,808	122.54
15.12	751.5	91,558	2,892.4	352,409	-2,140.9	-260,851	121.84
16.01	524.9	62,064	2,979.3	362,300	-2,454.4	-290,236	118.25
16.02	602.3	69,273	2,940.0	338,156	-2,337.7	-286,883	115.02
16.03	716.5	81,013	3,096.6	350,138	-2,380.1	-289,125	113.07
16.04	726.9	79,876	2,881.0	316,561	-2,154.1	-236,685	109.88
16.05	624.5	68,168	2,478.2	270,494	-1,853.7	-202,326	109.15
16.06	716.1	75,537	2,618.4	276,214	-1,902.3	-200,677	105.49
16.07	693.9	72,093	2,961.7	307,717	-2,267.8	-235,624	103.90
16.08	627.5	63,549	3,909.8	395,941	-3,282.3	-332,392	101.27
16.09	658.5	67,192	3,834.7	391,294	-3,176.2	-324,102	102.04
16.10	697.2	72,382	2,976.0	308,967	-2,278.8	-236,585	103.82
16.11	645.3	69,813	2,857.5	309,129	-2,212.2	-239,316	108.18
16.12	707.6	82,046	2,722.4	315,665	-2,014.8	-233,619	115.95
17.01	477.1	54,737	3,380.6	387,856	-2,903.5	-333,119	114.73
17.02	621.9	70,316	2,249.3	254,308	-1,627.4	-183,992	113.06
17.03	695.7	78,616	3,288.5	371,628	-2,592.8	-293,012	113.01
17.04	685.1	75,400	2,795.2	307,642	-2,110.1	-232,242	110.06
17.05	619.7	69,532	2,457.4	275,743	-1,837.7	-206,211	112.21
17.06	683.2	75,772	2,522.1	279,729	-1,838.9	-203,957	110.91
17.07	663.8	74,636	2,834.5	318,706	-2,170.7	-244,070	112.44
17.08	632.1	69,479	3,694.4	406,054	-3,062.3	-336,575	109.91
17.09	675.4	74,757	3,615.9	400,203	-2,940.4	-325,446	110.68
17.10	686.3	77,530	3,303.0	373,106	-2,616.6	-295,576	112.96
17.11	686.0	77,467	3,183.3	359,458	-2,497.3	-281,991	112.92
17.12	778.7	87,967	2,951.0	333,379	-2,172.3	-245,412	112.97
18.01	552.7	61,227	3,217.8	356,432	-2,665.1	-295,205	110.77
18.02	586.9	63,276	3,215.8	346,723	-2,628.9	-283,447	107.82
18.03	763.9	80,970	2,864.5	303,639	-2,100.6	-222,669	106.00
18.04	692.2	74,355	3,082.1	331,110	-2,389.9	-266,745	107.43
18.01-04	2,595.7	279,868	12,414.6	1,341,638	-9,818.9	-1,061,800	
前年同期額	2,479.8	279,069	11,713.6	1,321,434	-8,233.8	-1,042,365	
前年同期比	115.9%	769%	701.0%	20,204%	-58%	-19,435%	
	104.7%	100.3%	106.0%	101.5%	106.3%	101.9%	

繊維品輸出総括表4月実績、1-4月対比

品目	単位	2017年1~4月			2018年1~4月			前年同期比(%)			2018年4月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	159,196	301,742	33,976	149,566	299,436	32,274	94.0	99.2	95.0	41,061	77,613	8,338	96.2	98.5	95.0
合繊短繊維	トン	62,208	223,200	25,131	58,568	234,827	25,306	94.1	105.2	100.7	14,575	59,256	6,366	92.0	102.2	99.0
セルロース短繊維	トン	7,439	33,727	3,798	4,960	22,407	2,416	66.7	66.4	63.6	1,243	5,788	622	62.4	66.1	64.0
糸類	トン	43,859	365,118	39,981	44,732	381,212	41,117	102.0	107.3	102.8	12,084	102,644	11,027	108.6	107.8	105.0
毛糸	トン	60	2,034	227	88	3,367	362	147.0	165.6	159.0	39	1,428	153	144.4	156.9	151.0
絹糸	トン	1,239	7,514	847	1,169	8,285	892	94.3	110.3	105.3	335	2,525	271	176.3	162.0	157.0
合繊糸	トン	36,330	262,140	29,510	37,146	278,179	30,000	102.2	106.1	101.7	10,284	77,091	8,282	112.4	110.6	108.0
セルロース繊維糸	トン	4,371	54,307	6,118	4,302	57,801	6,237	98.4	106.4	102.0	1,027	13,498	1,450	82.8	89.6	87.0
織物類	千㎡	264,910	763,654	85,904	265,039	766,177	82,555	100.0	100.3	96.1	74,217	211,053	22,673	98.2	96.3	94.0
絹織物	千㎡	38,814	144,022	16,193	37,634	143,528	15,467	97.0	99.7	95.5	9,776	36,401	3,911	84.7	84.6	82.0
絹織物	千㎡	1,809	16,945	1,906	1,583	16,128	1,738	98.4	95.2	91.2	436	4,217	453	99.8	88.2	86.0
毛織物	千㎡	4,410	37,604	4,221	4,000	37,831	4,079	90.7	100.6	96.7	1,581	14,543	1,562	103.7	110.4	107.0
合繊織物	千㎡	180,885	423,737	47,676	187,168	429,241	46,241	103.6	101.3	97.0	53,140	118,881	12,771	102.7	99.6	97.0
セルロース繊維織物	千㎡	17,286	73,067	8,218	15,481	71,314	7,682	89.5	97.6	93.5	4,542	19,608	2,106	86.8	93.6	91.0
二次製品	トン	59,105	1,059,280	119,208	61,783	1,148,885	123,891	104.5	106.5	103.9	16,437	300,909	32,327	100.9	103.1	100.0
衣類	トン	1,200	177,012	19,962	1,242	197,389	21,302	103.5	111.5	106.7	285	39,658	4,258	98.6	105.5	103.0
その他	トン	57,905	882,249	99,246	60,541	951,476	102,589	104.6	107.8	103.4	16,152	261,271	28,068	100.9	102.7	100.0
総計	トン	289,089	2,479,775	279,070	292,563	2,585,690	279,838	97.8	104.7	100.3	78,846	682,218	74,385	96.9	101.0	98.0

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604),65.7019.12.7019.19200.7019.19900.7019.40~59である。
2. 糸類には人造絹糸の長繊維糸(小売用)(5406.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表4月実績、1-4月対比

品目	単位	2017年1~4月			2018年1~4月			前年同期比(%)			2018年4月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	98,233	212,376	23,951	102,635	236,909	25,595	104.5	111.6	106.9	25,782	59,208	8,361	115.5	120.7	117.9
まゆ・生糸	トン	151	7,123	809	180	9,153	993	119.7	128.5	122.8	26	813	87	288.9	677.5	689.2
羊毛等	トン	4,162	44,575	5,031	4,205	50,530	5,458	101.0	113.4	108.5	1,091	14,558	1,564	111.0	143.1	139.8
棉花	トン	38,784	59,333	6,680	37,336	58,406	6,421	96.2	100.1	96.0	9,699	13,784	1,481	112.7	101.8	99.3
合繊短繊維	トン	25,812	52,316	5,896	28,810	60,979	6,587	112.5	116.6	111.7	7,173	15,398	1,654	114.9	117.1	114.2
セルロース短繊維	トン	4,572	10,681	1,203	5,264	12,298	1,325	115.1	115.1	110.2	1,676	3,631	390	143.1	124.6	121.5
糸類	トン	97,275	386,592	43,583	95,147	392,687	42,443	97.8	101.6	97.4	23,597	96,347	10,565	98.4	98.9	96.5
毛糸	トン	2,254	42,948	4,842	2,110	46,288	4,998	93.6	107.9	103.2	592	13,225	1,421	105.0	117.9	115.1
絹糸	トン	427	21,421	2,416	387	23,002	2,483	90.6	107.4	102.8	87	5,463	587	79.8	99.9	97.5
綿糸	トン	19,278	76,852	8,865	17,641	71,586	7,743	91.5	93.2	89.4	4,409	17,627	1,894	91.8	90.2	88.0
合繊糸	トン	67,876	208,750	23,525	68,135	219,419	23,715	100.4	105.1	100.8	16,770	53,794	5,779	96.2	96.8	94.5
セルロース糸	トン	5,170	24,281	2,738	4,929	23,058	2,494	95.3	95.0	91.1	1,296	5,878	631	112.4	108.5	105.9
織物類	千㎡	306,098	419,107	47,239	309,246	441,960	47,764	101.0	105.5	101.1	77,784	110,845	11,908	99.4	101.3	96.9
絹織物	千㎡	66,205	83,149	9,371	68,443	87,346	9,450	102.6	105.0	100.8	21,730	20,726	2,227	91.4	93.2	91.0
絹織物	千㎡	1,572	13,410	1,512	1,411	14,047	1,521	89.7	104.8	100.6	360	3,573	384	95.5	100.3	96.0
毛織物	千㎡	5,413	42,912	4,816	5,041	48,218	5,202	93.1	112.4	108.0	1,613	14,824	1,593	85.9	90.3	88.2
合繊織物	千㎡	177,883	181,874	20,511	176,912	189,141	20,440	99.6	104.0	99.7	46,496	46,853	5,033	105.7	106.5	103.9
セルロース織物	千㎡	23,738	14,984	1,891	26,779	17,982	1,947	112.8	120.0	115.1	5,289	4,005	430	94.5	121.7	118.8
二次製品	トン	636,510	10,851,103	1,223,924	655,597	11,343,046	1,225,836	103.0	104.5	100.2	167,737	2,813,700	302,276	104.2	106.0	103.5
衣類	トン	341,091	9,039,391	1,019,881	351,089	9,451,527	1,021,458	102.9	104.6	100.2	91,470	2,339,972	251,383	106.6	107.0	104.4
その他	トン	295,419	1,811,712	204,244	304,527	1,891,518	204,378	103.1	104.4	100.1	76,267	473,728	50,893	101.4	101.5	99.1
総計	トン	897,561	11,889,178	1,338,897	919,780	12,414,802	1,341,838	102.5	104.6	100.2	233,428	3,082,100	331,110	104.1	105.8	103.3

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604),65.7019.12.7019.18090.7019.40~59である。
2. 糸類には人造絹糸の長繊維糸(小売用)(5406.00)を含む。



●第4回繊維産業技能実習事業協議会開催

6月19日(火)、経済産業省において標記の第4回協議会が開催された。外国人技能実習生受入事業の状況について日本被服工業組合連合会から補足報告があり、続いて繊維産業における外国人技能実習の適正な実施を行うための取組みについて各繊維団体の実施状況と取組みについて意見交換がされた。さらに今回の会合において「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」が決定された。

また、6月20日付で経済産業省製造産業局長と織産連会長の連名で、「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」への協力依頼文書が出され、本協議会の構成団体に対して、この取組の周知徹底について協力依頼があった。

○繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組 (概要)

(経済産業省製造産業局生活製品課)

<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180619003/20180619003-2.pdf>

●JETRO主催欧米向けテキスタイル輸出展示商談会開催

6月26日(火)－27日(水)、東京のJETRO本部において海外ファッションブランドのバイヤーを招聘した「欧米向けテキスタイル輸出展示商談会」が開催された。綿工連産地から福田織物(天龍社)、古橋織布(遠州)、辰巳織布(大阪南部)、ショーワ、タケヤリ(岡山)、クロキ(備中)が出展した。

28(木)－29日(金)は福井産地に会場を移して開催され、杉岡織布(高島)が出展した。

●SCM推進協議会取引改革委員会開催

6月29日(金)、繊維産業流通構造改革推進協議会の取引改革委員会が東京有明TFTビルにおいて開催された。

初めに、細野委員長(中央大学教授)の「企業におけるC.S.R.」についての講義があり、その後、産地での企業への啓蒙活動(ガイドライン等普及啓発)の報告、繊維業界における「取引改革ガイドライン第3版」の活用について説明があった。

経産省生活製品課担当官からは、「繊維産業における外国人技能実習制度の適正な実施のための取組み」について協議会の概要説明があった。

●下請等中小企業における取引条件の改善状況調査結果

中小企業庁は下請等中小企業の取引条件の改善に向けた取組の浸透状況や事業者間の取引状況を把握するための調査を行った。

この調査は、平成28年9月に策定・公表した「未来志向型の取引慣行に向けて」(世耕プラン)に基づく関係法令の基準改正等とこれを踏まえた主要産業界における「自主行動計画」の浸透状況を調査する目的で実施した。

また、現在、中小企業が直面している人手不足の状況や「働き方改革」にかかる影響などに

についても併せて調査を行った。

(1) 調査対象事業者: 66, 600社

(a) 製造業、(b) サービス業、(c) 建設業、(d) 卸・小売業の事業者のうち、発注側事業者 6,150社、受注側事業者 60,450社。

※業種毎に資本金規模に応じて受注側事業者と発注側事業者に分類して調査を実施。

(2) 調査期間: 平成30年1月～平成30年3月

(3) 回収率: 24.8% (16,484社)

(4) 主な調査結果:

①取引条件改善状況

・世耕プラン重点3課題

「不合理な原価低減要請の改善」(38%)、自動車、建設業界等の「型の廃棄・返却」(11%)、「支払条件の改善」(11%)と、直近1年以内で改善が進みつつあることが確認された。特に「自主行動計画」策定業種における直近1年以内の改善率が高い傾向にあった。

・取引価格の見直し(コストの価格転嫁)

受注側事業者では、直近1年以内のコスト変動分の価格転嫁について労務費52%、原材料価格65%、エネルギー価格55%が「概ね」又は「一部」反映できたと回答。

②人手不足・働き方改革

・人手不足

全体で約半数の事業者(50%:7,534社)が「人手不足」と回答。

・残業時間

中小企業における、従業員1人あたりの残業時間が最も長い1ヶ月の時間数では45時間以下が68%と最も多く、100時間超は1%となっている。

・働き方改革

発注側事業者の長時間労働是正などによる受注側事業者への影響の懸念について、「特に影響はない」が全体の60%を占めているものの、「急な対応の依頼が増加」(29%)、「短納期発注の増加」(24%)との回答(複数回答)も多い。

「取引条件改善状況調査」結果概要

<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180605002/20180605002-1.pdf>

●「生産性向上特別措置法」施行される

近年、IoTやビッグデータ、人工知能などICT分野における急速な技術革新の進展により、産業構造や国際的な競争条件が著しく変化している。こうした変化に対応し、世界に先駆けて「生産性革命」を実現させるべく、政府は昨年12月に「新しい経済政策パッケージ」を取りまとめた。

この中で、2020年までを「生産性革命・集中投資期間」として、あらゆる政策を総動員すること



としていることを受け、生産性向上特別措置法により、我が国産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を講じるもの。

<法律の概要>

①プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度の創設

参加者や期間を限定すること等により既存の規制にとらわれることなく新しい技術等の実証を行うことができる環境を整備することで、迅速な実証及び規制改革につながるデータの収集を可能とする。

なお、事前相談・申請を一元的に受け付ける窓口を6月6日に開設。詳しくは内閣官房に開設された下記のウェブサイト参照。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/regulatorysandbox.html>

②データの共有・連携のためのIoT 投資の減税等

データの共有・連携を行う取組を認定する制度を創設し、こうした取組に用いる設備等への投資に対する減税措置等の支援を行う。

また、一定のセキュリティの確認を受けたデータ共有事業者が、国や独立行政法人等に対しデータ提供を要請できる手続を創設。

関係資料については下記ウェブサイト参照。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/data.html

③中小企業の生産性向上のための設備投資の促進

中小企業者が、市町村の認定を受けた計画に基づいて先端設備等を導入する際の支援措置を講ずることで、地域の自主性のもとで生産性向上のための設備投資を加速する。

関係資料については下記ウェブサイト参照。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

中小企業の設備投資を支援します!

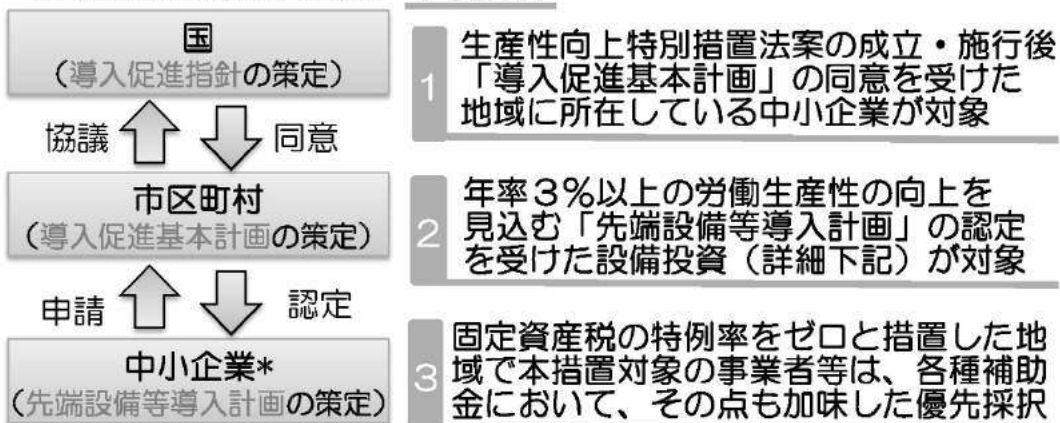


今通常国会に提出される「生産性向上特別措置法案」において、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ*になります

*課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする

【生産性向上特別措置法案】 **POINT!**



*中小企業基本法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

○対象設備（注）市町村により異なる場合があります

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類（最低取得価額/販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上/10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上/6年以内）
- ◆建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上/14年以内）

○普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用います。

**上記制度のお問い合わせ先、
優先採択の対象となる補助金は、裏面をご覧ください**

※各支援策は、国会における法案・予算案の成立が前提となります。



●平成30年3月末までの消費税転嫁対策の取組み状況

経済産業省では、平成26年4月の消費税率8%引上げを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から様々な転嫁対策を実施している。今般、平成30年3月末までの主な転嫁対策の取組状況を取りまとめた。引き続き、転嫁状況の監視・取締り等を通じ、転嫁拒否行為の未然防止を図るとともに、違反行為に対しては厳格に対処していくとしている。

(1) 監視・取締り対応

① 消費税の転嫁拒否等に関する大規模な調査の実施

・平成29年度も引き続き、公正取引委員会と合同で悉皆的な書面調査を実施。これらによって把握した情報等を元に消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下「特措法」という)に基づき、転嫁拒否行為に対して迅速かつ厳正に対処している。

i) 取引の売手側である中小企業・小規模事業者全体に対し、転嫁拒否行為を受けていないか情報収集するための書面調査、ii) 取引の買手側である大企業・大規模小売事業者等に対し、転嫁拒否行為を行っていないか把握するための書面調査(平成27年度まで実施)

・下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という)の書面調査等を通じて転嫁拒否行為等に関する情報が得られた場合にも、情報収集と迅速な対応に努めている。

② 特定事業者(買手側)の転嫁拒否行為に対する監視・取締り

・特定事業者(買手側)の転嫁拒否行為に対する監視・取締りを実施。

平成30年3月末までの累計(公正取引委員会との合算)で、指導を3,977件、措置請求を10件、勧告を43件実施(平成29年10月から平成30年3月までで指導を301件、措置請求を2件、勧告を3件実施)。

なお、措置請求は中小企業庁、勧告は公正取引委員会が実施する。

※これまでに措置請求を行った10件は、公正取引委員会により全て勧告が行われている。

・特措法に基づく事前調査や立入検査において、下請法上の違反(書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等)を発見した場合には、下請代金検査官に迅速に通知し、下請法による徹底した取締りを行う。

③ 転嫁Gメンによるパトロールの実施

特措法の周知や転嫁拒否行為に関する情報提供・情報収集、相談対応、未然防止などを目的として、全国に配置した転嫁Gメンによるパトロール活動を実施中。

・事業者団体等を訪問。平成30年3月末までに、累計で6,330件実施。

・総合スーパー、食品スーパー、ディスカウントショップ、ドラッグストア、ホームセンター、商店街等を訪問。平成30年3月末までに累計で14,242件実施。

・商工会、商工会議所を訪問。平成30年3月末までに、累計で3,084件実施。小規模事業者が普段から接しているのは商工会、商工会議所の経営指導員であることを踏まえ、

転嫁Gメンと経営指導員等との顔の見える 関係を築き、小規模事業者等が日頃から直面している悩みや課題について、迅速かつ率直に情報交換できるような人的ネットワークを構築。

- ・信用金庫、信用組合を訪問。平成30年3月末までに累計で780件実施。

(2) 広報・相談対応

① 転嫁Gメンによるパトロールの実施【再掲】

②パンフレットや講習会等広報・消費税転嫁対策に関する分かり易い手引きやマニュアル、パンフレットを作成。中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて、全国の事業者へ配布(累計約182万部)。

- ・中小企業団体や国が認定する支援機関において、転嫁対策に関する講習会等を開催。平成30年3月末までに累計で約2万3千回実施、約54万人が参加。
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が主催する「中小企業・小規模事業者経営力強化フォーラム」において、消費税の適切な転嫁への理解を深めることなどを目的とした講演を実施。平成30年3月末までに累計で20回実施。
- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を盛り込む等の改訂を実施した下請取引適正化ガイドラインの説明会や、特定事業者の契約業務を担当・管理する者等を対象とした「消費税転嫁への対応講習会」等を開催。平成29年度は合計220回実施。

③ 相談窓口の設置

- ・中小企業4団体において、全国2,324箇所に相談窓口を設置。平成30年3月末までに累計で約192万件の相談対応を実施。
- ・中小企業の取引上の悩み相談を受け付けている「下請かけこみ寺」に、消費税の円滑な転嫁に関する相談窓口を設置。平成30年3月末までに累計で218件の相談対応を実施。
- ・中小企業庁では、WEB上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置。消費税の転嫁に関する相談の際に利用が可能。電話での相談も受け付けている。

○申告情報受付窓口 <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>

電話番号 03-3501-1502

④消費税の転嫁状況のモニタリング調査の実施・消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、平成26年4月より事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査を実施。



調査・取締り状況（平成25年10月～平成30年3月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 (注2)	勧告 (注4)	措置 請求
10,136件	5,357件	3,977件 (154件)	43件 (8件)	10件

(注1) 調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

(注2) 転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

(注3) 括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

(注4) 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	152件	3件	155件
買いたたき (注5)	3,603件	43件	3,646件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	258件	0件	258件
合計(注6)	4,085件	46件	4,131件

(注5) 買いたたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

(注6) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	524件	4件	528件
製造業	936件	1件	937件
情報通信業	523件	4件	527件
運輸業（道路貨物 運送業等）	239件	1件	240件
卸売業	278件	1件	279件
小売業	323件	8件	331件
不動産業	136件	8件	144件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	273件	0件	273件
学校教育・教育支 援業	106件	3件	109件
その他(注8)	639件	13件	652件
合計	3,977件	43件	4,020件

(注7) 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

(注8) 「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業・営業業等）、娯楽業等である。

●「時間外労働等改善助成金」について

中小企業事業主の団体やその連合団体（以下「事業主団体等」）が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」）の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成するもの。支給対象となる事業主団体等（※）は、3事業主以上で構成する、次のいずれかに該当する事業主団体等。

(1) 事業主団体

ア 法律で規定する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、一般社団法人及び一般財団法人）

イ 上記以外の事業主団体（一定の要件あり）

(2) 共同事業主

共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を作成している等の要件を満たしていること。

※事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上である必要がある。

○中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業になる。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

○支給対象となる取組み(いずれか1つ以上実施)

1. 市場調査の事業
2. 新ビジネスモデル開発、実験の事業
3. 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験(労働費用を除く)の事業
4. 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業
5. 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業
6. 好事例の収集、普及啓発の事業
7. セミナーの開催等の事業
8. 巡回指導、相談窓口設置等の事業
9. 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
10. 人材確保に向けた取組の事業

※申請受付は平成30年8月31日(金)必着。

詳細は厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html>



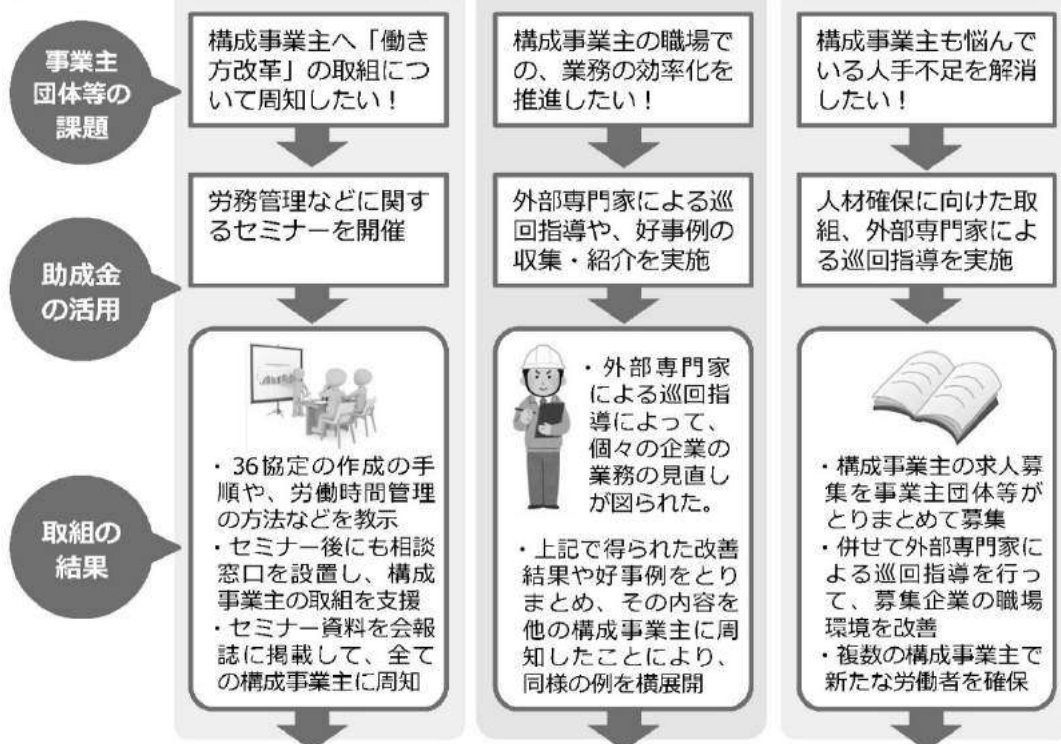
「時間外労働等改善助成金」 団体推進コース（新設）のご案内

この「団体推進コース」は、今年度から新設された助成金コースです!!

中小企業事業主の団体や、その連合団体（以下「事業主団体等」といいます）が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して重点的に助成金を支給します。

このコースでは、事業主団体等の皆さまを支援するとともに、構成事業主の皆さまを応援することを目指しています。業界の活性化のためにも、是非ご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



構成事業主による労働時間設定等の改善推進に向け、環境を整備!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、事業主団体等の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 におたずねください。



労働局の所在地一覧は、厚生労働省HPに掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

時間外労働等改善助成金

検索

団体推進コースの助成内容

対象事業主

3事業主以上で構成する、次のいずれかに該当する事業主団体等(※1)であること

- ① 事業主団体
 - ア 法律で規定する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、一般社団法人及び一般財団法人）
 - イ 上記以外の事業主団体（一定の要件有）

- ② 共同事業主
 - 共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を作成していることの要件を満たすこと。

(※1) 事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上である必要があります。
 中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業になります。

業種	A	B
	資本または出資額	常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 市場調査の事業
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験（労働費用を除く）の事業
- ④ 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- ⑤ 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナーの開催等の事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置等の事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取組の事業

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

【成果目標】 支給対象となる取組内容について、事業主団体等が事業実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組又は取組結果を活用すること。

支給額

上記「成果目標」の達成に向けて取り組んだ場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費を支給します。

助成額	以下のいずれか低い方の額 ① 対象経費の合計額(※2) ② 総事業費から収入額(※3)を控除した額 ③ 上限額(※4)
-----	--

(※2) 支給対象の取組ごとに上限額を定めています。

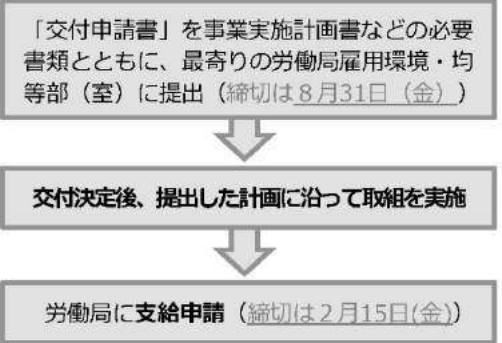
(※3) 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。

(※4) 上限額は以下のとおりです。

- ① 原則、上限額は500万円
- ② 都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する事業主団体等（傘下企業が10者以上）に該当する場合は、上限額は1,000万円

利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。

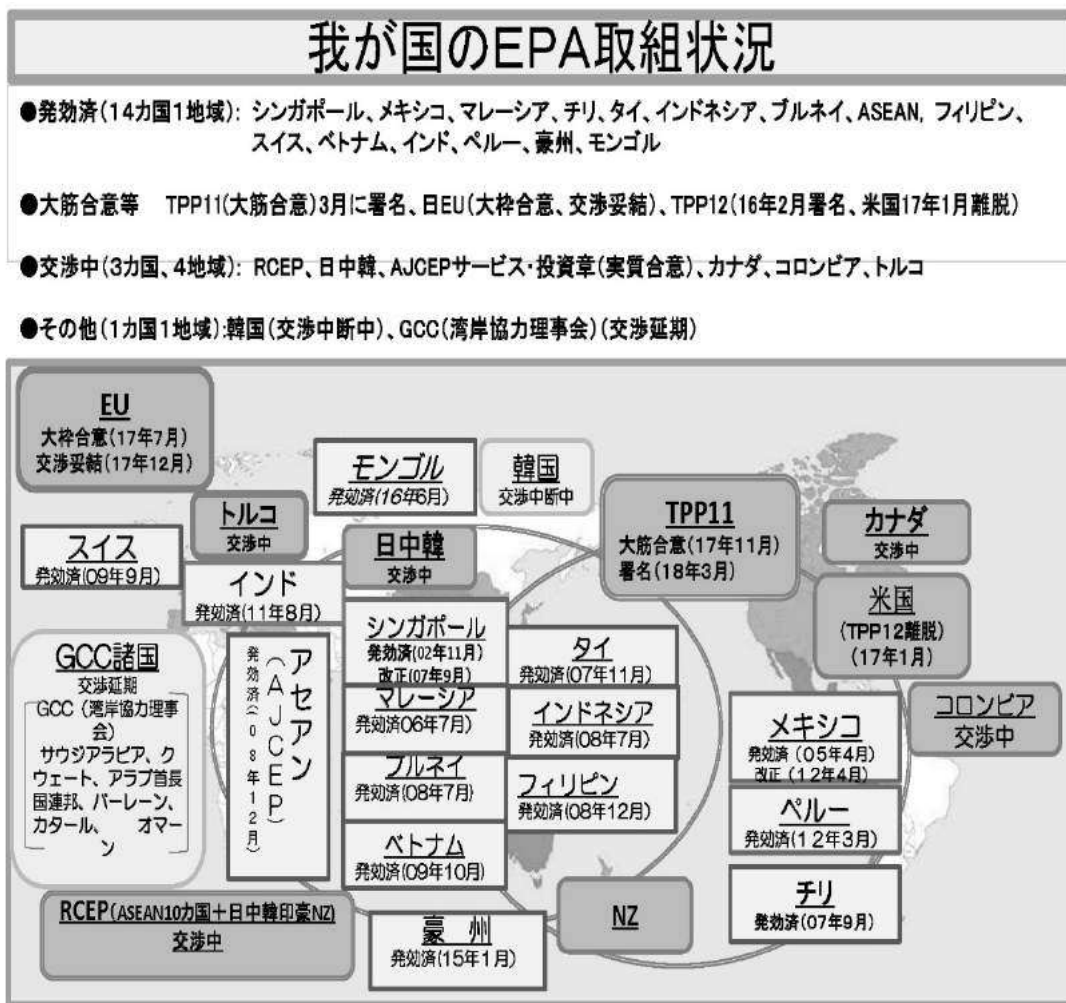


(H30.4)

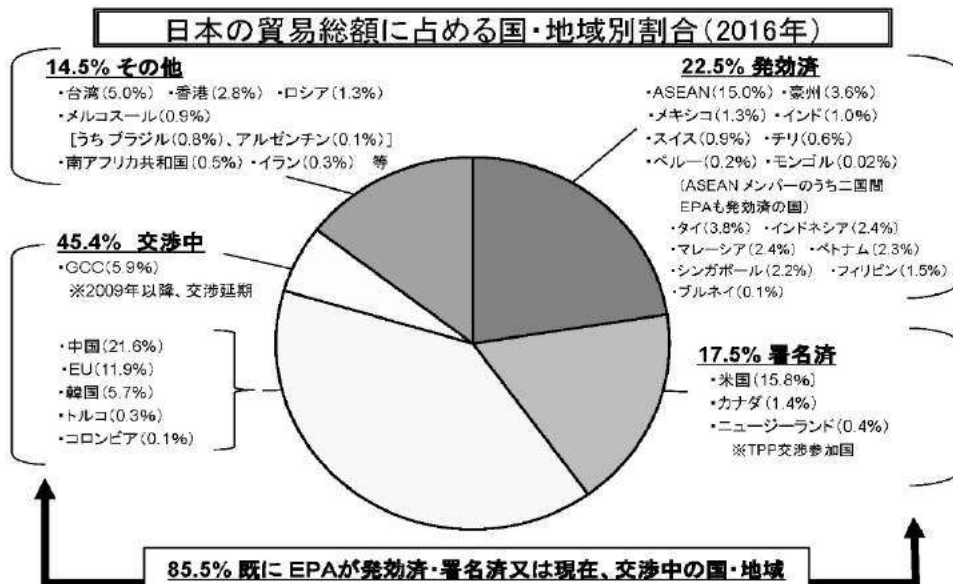
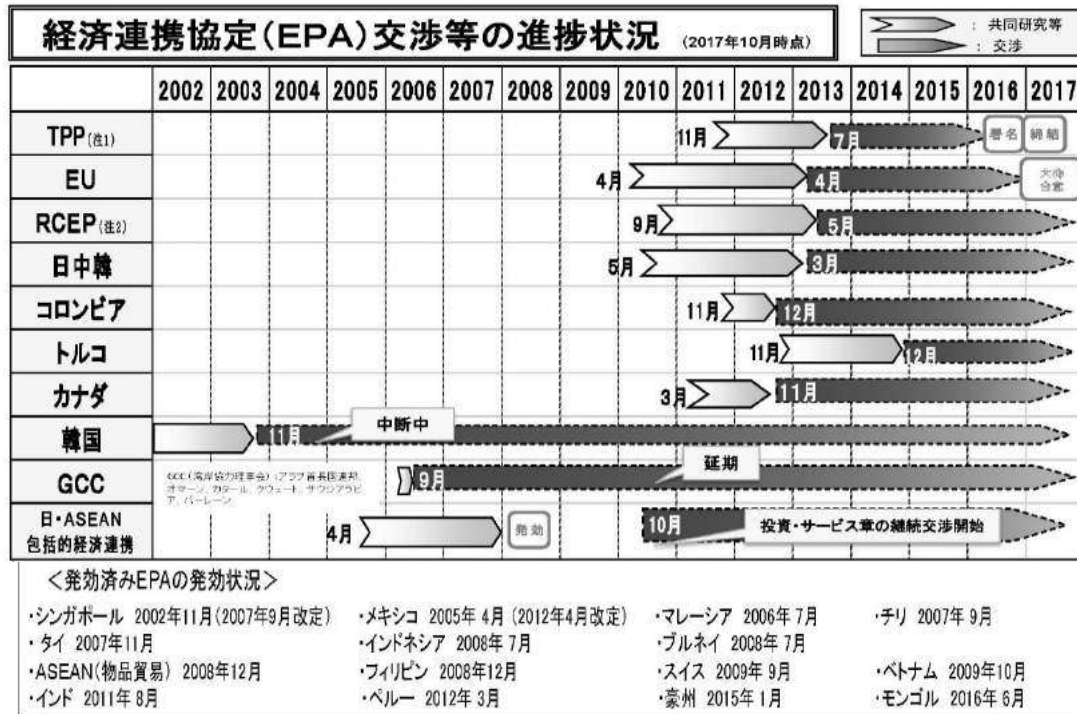


EPA(経済連携協定)、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

●我が国のEPAへの取組状況



TPP11参加国: カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱: 2017年1月)



【参考】主要国のFTA比率(注)

日本: 40.0%、米国: 47.4%、EU: 32.5%、韓国: 67.4%、中国: 38.0%

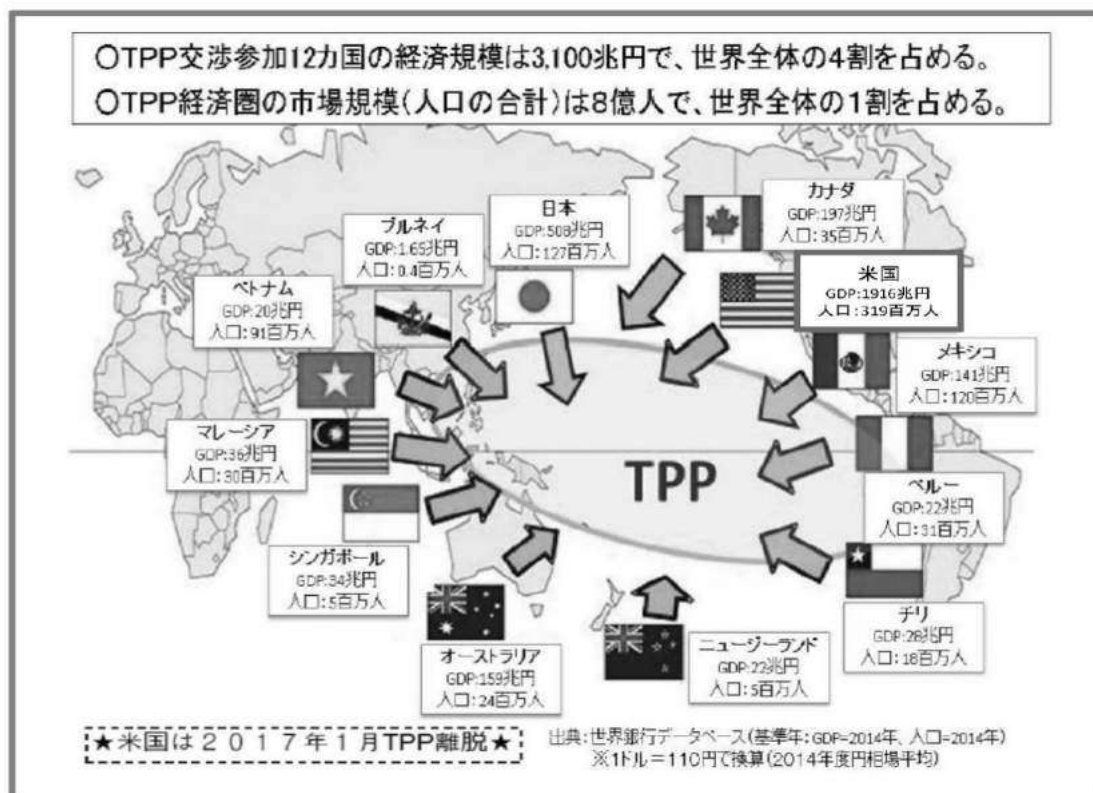
※『日本再興戦略』では2018年までにFTA比率を70%に引き上げることを政策目標として掲げている。

(注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易が貿易総額に占める割合
出典: 日本は財務省貿易統計(速報)(2017年1月)、米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics(2016年4月)

※日・EUは2017年7月大枠合意、12月交渉妥結。



●TPP12の概要



TPP内閣官房政府対策本部「TPPとは」

●TPP11をめぐる動き

米国を除く環太平洋連携協定参加11か国の新協定「TPP」が6月13日の参院本会議で採決され、与党などの賛成多数で承認された。衆院は5月に可決しており、国会による承認が完了した。

日本がTPP11を批准し合意内容を実施するには、国会承認に加え、農業支援や知的財産権保護の強化などを盛り込んだ「TPP11関連法案」を成立させる必要がある。衆院は関連法案も可決済みで、6月29日には参院本会議でも政府与党の賛成多数で可決、成立した。

TPP11は域内の農産物と工業製品の関税削減や知的財産権の保護、通関手続きの簡素化、電子商取引ルールの整備などが柱で、11か国が3月に署名した。既にメキシコが国内手続きを完了、日本以外でもニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、チリも批准に向けて手続きを進めており計6か国が完了すれば60日後に発効となる。

TPP11の概要

1 意義

○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2 経緯

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	TPP12署名(於: NZ・オークランド)
2017年	
・1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
・3月14-15日	TPP11関係会合(チリ)
・5月21日	TPP11関係会合(ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
・7月-11月	TPP11首席交渉官会合(4回開催) (於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
・11月8-10日	TPP11関係会合(ベトナム・ダナン)
	→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)
2018年1月23日	首席交渉官会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名式(チリ・サンティアゴ)

3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」
条文概要(全7条)

- 第1条 TPP協定の組み込み
- 第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)
→ 2項目を凍結(うち1項目は知的財産関連) ※次頁参照
- 第3条 効力発生(6か国の締結完了)
- 第4条 脱退
- 第5条 加入
- 第6条 本協定の見直し
→ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。
- 第7条 正文(英、仏、西)

凍結項目一覧

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○ 急送少額貨物(第5・7条1(f)の第2文) | ○ 一般医薬品データ保護(第18・50条) |
| ○ ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章) | ○ 生物製剤データ保護(第18・51条) |
| ○ 急送便附属書(附属書10-B 5及び6) | ○ 著作権等の保護期間(第18・63条) |
| ○ 金融サービス最低基準待遇関連規定(第11・2条の一部等) | ○ 技術的保護手段(第18・68条) |
| ○ 電気通信紛争解決(第13・21条1(d)) | ○ 権利管理情報(第18・69条) |
| ○ 政府調達(参加条件)(第15・8条5) | ○ 衛星・ケーブル信号の保護(第18・79条) |
| ○ 政府調達(追加的交渉)(第15・24条2の一部) | ○ インターネット・サービス・プロバイダ(第18・82条、附属書18-E、附属書18-F) |
| ○ 知的財産の内国民待遇(第18・8条(脚注4の第3~4文)) | ○ 保存及び貿易(第20・17条5の一部) |
| ○ 特許対象事項(第18・37条2、第18・37条4の第2文) | ○ 医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A第3条) |
| ○ 審査遅延に基づく特許期間延長(第18・46条) | ○ ブルネイの投資・サービス留保表の一部(附属書IIの一部) |
| ○ 医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18・48条) | ○ マレーシアの国有企業留保表の一部(附属書IVの一部) |

なお、凍結項目に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター(補足文書)を交わすこととなる。



TPP11の効果

経済効果

< TPP11 >

- ・実質GDP：約1.5%押し上げ
(2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当)
- ・労働供給：約0.7% (約46万人) 増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) IPP11発効による農林水産物の生産額減少額：約900～1,500億円

21世紀型ルール(主要なもの)

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止
ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

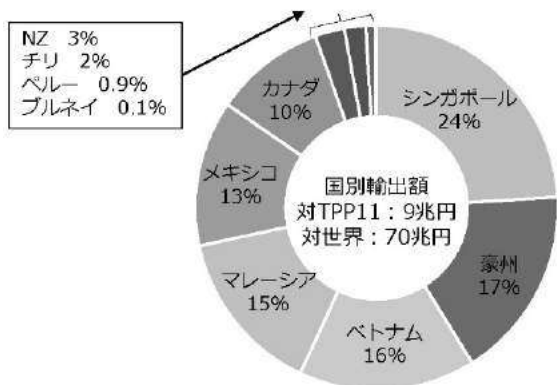
非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

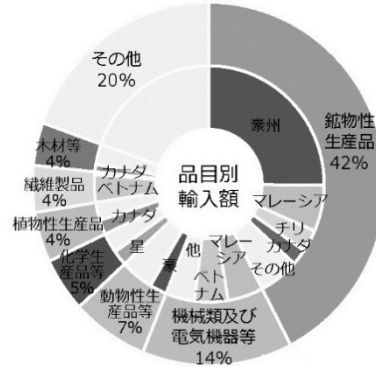
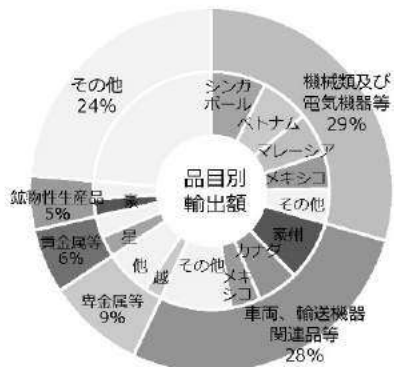
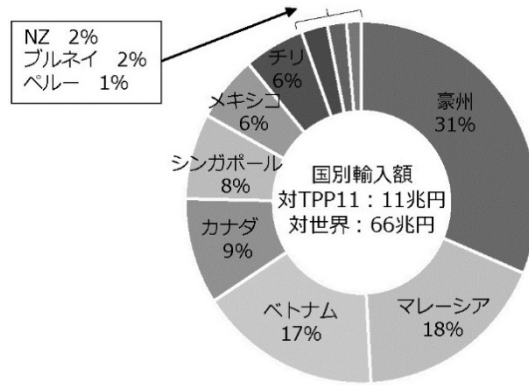
模倣・偽造品等に対する厳格な規律

(参考)日本とTPP11との貿易関係

日本からTPP11への輸出額(2016年)



日本のTPP11からの輸入額(2016年)



2015年10月5日に大筋合意したTPP12協定の工業製品(繊維分野を含む)の概要

(1) 市場アクセス(関税撤廃)

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%
- ◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。
 ※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

3

我が国の工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0~7.9%, 1,229円/kl 等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kl
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品 等	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8~16% 1次17.3%~24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5~30% 17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9~14.2%、 衣類:4.4~13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維オーバーコート等)	7.4~12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%~6.3% ニッケル:3% 等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。



(2) 繊維分野についての各国の関税撤廃(譲許)について

① 日本(上表に示すとおり)

品目	譲許内容	基準税率
繊維・繊維製品ほぼ全て	即時撤廃	生地: 1.9~14.2% 衣類: 4.4~13.4%
一部の衣類((化合繊維製オーバーコート等)	11年目撤廃	7.4~12.8%

② カナダ

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%~14%
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%~18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%~14%

③ ニュージーランド

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化合繊維)	5~7年目撤廃	5%
ひも、綱	5~7年目撤廃	5%

④ オーストラリア

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

⑤ ベトナム

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%~12%	2019年4月までに撤廃、関税削減
化合繊維(繊維・糸織物)	即時撤廃	5%~12%	2025年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%~20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	2019年4月撤廃

⑥米国(離脱)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
化合繊維(繊維・糸)	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	2.7%~13.2%
化合繊維物、綿織物	即時撤廃、5年目撤廃、13年目撤廃(発効時に50%カット)	3%~25%
毛織物	即時撤廃	2.7%~25%
じゅうたん	即時撤廃	2.7%~8%
衣類	即時撤廃~13年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	0.5%~32%
タオルの一部(今治タオル等)	5年目撤廃	9.1% ⁵

(3) 繊維分野の原産地規則

- ①複数の締約国において加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度。
- ②繊維及び繊維製品の原産地規則は、「紡ぐ」、「織る」、「縫製」という3つの工程を原則TPP締約国内において行わなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。
ただし、綿糸(HS52.04-52.07)、合繊長繊維糸(HS54.01-54.06)、化合繊紡績糸(HS55.08-55.11)、ニット生地(HS60類)については、締約国内での「綿花」、「化合繊短繊維」を使用する「ファイバーフォワード・ルール」。
- ③ヤーンフォワード・ルールを前提としつつ、「供給不足の物品」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない厳選された材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品として認めている。
(注)衣類を輸出する場合であって、使用する糸がSSLに掲載されている場合、織る、縫製の2工程を域内ですればよく、また、生地がSSLに掲載されている場合、縫製の1工程のみを域内ですればよいことになる。
- ④61類及び62類の衣類が原産品であるか否かは、製品の関税分類を決定する構成部分(表側の生地に占める面積が最も大きい部分)で関税分類番号の変更を満たす必要がある。
<その他の要件>
 - ①弾性生地ルール
61類及び62類の衣類に弾性糸を使った生地(HS6002、5806.20)を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用する。また、関税分類を決定する構成部分に弾性糸が使用される場合には、域内産の糸を使用する。
 - ②縫糸ルール
61類及び62類の衣類及び63類の製品に縫糸(HS5204、5401、5508の縫糸又は5402の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の縫糸を使用する。
 - ③絹100%の着物に関するルール
着物又は帯に使用する絹100%の絹織物を域内で製織、裁断・縫製する必要がある。
※絹織物はSSLで域外調達が例外的に認められているが、着物又は帯に使用する絹



100%の織物の域内調達を義務付け。

④デミニミス(原則、非原産材料が全重量の10%以下の場合、原産品とみなす。)

ただし、弾性糸については、域内産を義務付け。

⑤緊急措置(セーフガード)、関税法令違反に関する税関当局間の協力、監視を規定。

<第3章 原産地規則及び原産地手続>

輸入される製品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)

(2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)

(3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

原産地規則の合意の概要

原産地分野の主な規定

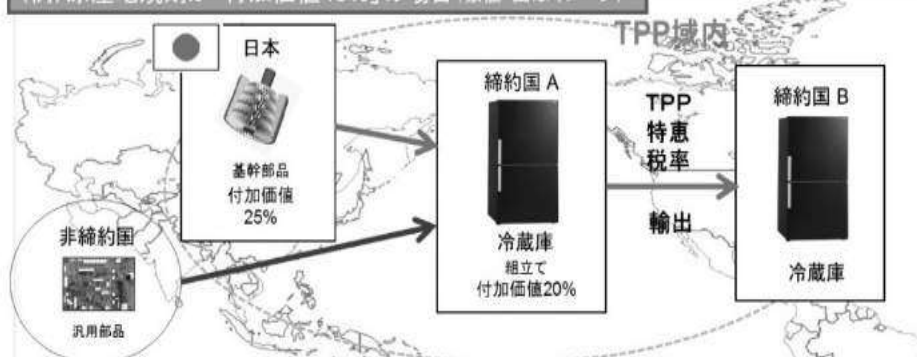
1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・国はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

※完全累積制度: 通常の累積制度は、域内で原産地規則を満たした部品のみ累積ができるが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内国で当該部品に加えられた付加価値は足し上げが可能になる。

(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

協定書第3章原産地規則及び原産地手続きの仮訳については下記URLを参照

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-1.pdf

附属書3D 品目別原産地規制

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-2.pdf

(内閣官房TPP政策対策本部HP TPPの内容より)

日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

現在協定のリーガルスクラブの和訳が進められており、2019年明けの発効を目指す。

日EU・EPAについて

1. これまでの経緯

- 2017年3月の日EU首脳会談において、日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。
- 首席交渉官以下様々なレベルで、鋭意交渉を継続。
 - 2013年 3月：日EU首脳電話会談で交渉開始
 - 2013年4月～2014年4月：第1回～第5回交渉会合
 - 2014年 5月：第22回日EU定期首脳協議(於：ブリュッセル)
 - 7・10月：第6回・第7回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：ブリスベン)
 - 2014年12月～2015年4月：第8回～第10回交渉会合
 - 2015年 5月：第23回日EU定期首脳協議(於：東京)
 - 7～11月：第11～第13回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：アンタルヤ)
 - 2015年11月～2016年4月：第14回～第16回交渉会合
 - 2016年 5月：日EU・EPAサイドイベント(G7伊勢志摩サミット)
 - 7月：日EU首脳会談(ASEM首脳会合於：ウランバートル)
 - 9月：第17回交渉会合
 - 2017年 3月：日EU首脳会談(於：ブリュッセル)
 - 4月：第18回交渉会合

2. 日EU首脳会談(2017年3月21日)

日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。

3. 今後の予定

首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ間断なく鋭意交渉を継続。

(参考) 日EU・EPAの経済規模

	TPP	日EU	RCEP	日中韓
人口 (括弧内は世界人口に占める割合)	8億人 (11%)	6億人 (9%)	34億人 (46%)	16億人 (21%)
GDP(米ドル)	28兆ドル	21兆ドル	23兆ドル	17兆ドル
日本の貿易総額に占める貿易額割合	30%	11%	47%	27%

出典：総務省統計局資料、外務省ホームページ、財務省ホームページ

2017年7月：第24回EU首脳協議で大枠合意

2017年12月：首脳電話会談交渉妥結合意



2017年7月「工業製品関税に関する大枠合意結果」の概要(抜粋)

品目名	譲許内容	具体的品目	MFN税率(2013年4月) (注:有税品目)
工業用アルコール	11年目撤廃	変性アルコール、エチルアルコール	10%~27.2%, 38.1円/ℓ
石油	即時撤廃	軽油、重油、灯油、揮発油等すべて	2.2~7.9%, ほか従量税
化学	即時撤廃	プラスチック原料・製品、ゴム原料・製品、有機化学品、無機化学品等すべて	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	皮革・革靴(関税割当品目) かばん、ハンドバッグ 等	皮革:(1次)12%~16%、(2次)30% 革靴:(1次)17.3%~24%、(2次)30%又は2,400~4,300円/足の高い方 かばん、ハンドバッグ等:2.7%~18%
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等ゼラチン、にかわ 等	毛皮、野球用グローブ等:6.7~30% ゼラチン、にかわ:17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品すべて	糸・織物・編物:2%~12.6%、ほか従量税 衣類:3.3~13.4%
非鉄金属	即時撤廃	銅、亜鉛、鉛、フェロアロイ、ニッケル等すべて	2%~7.5%、ほか従量税

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
毛の糸・織物	即時撤廃	2%~8%
綿の糸・織物	即時撤廃	4%~8%
化合織の糸・織物	即時撤廃	3.8%~8%
不織布、特殊糸	即時撤廃	3.2%~12%
コーテッド織物類(工業用繊維等)	即時撤廃	4%~8%
衣料品(ジャケット、ネクタイ等)	即時撤廃	6.3%~12%
リネン類(タオル等)	即時撤廃	6.9%~12%

●日中韓経済連携協定について

日中韓FTAについて

1. これまでの経緯

2003年～2009年：民間共同研究を実施。
2009年10月：日中韓サミットにおいて、産官学共同研究の立上げを目指すことで一致。
2010年～11年：全7回のFTA産官学共同研究を実施。
2012年5月：日中韓サミットにおいて、年内の交渉開始につき一致。
2012年6月～9月：交渉開始に向けた準備のため、3回の事務レベル協議を開催し、実務的な調整を終了。
2012年11月：ASEAN関連首脳会議の際に、交渉の立上げを宣言。
2013年3月：第1回交渉会合を開催。
2013年7月：第2回交渉会合を開催。
2013年11月：第3回交渉会合を開催。
2014年3月：第4回交渉会合を開催。
2014年9月：第5回交渉会合を開催。
2015年1月：第6回交渉会合（首席代表会合）を開催。
2015年5月：第7回交渉会合（首席代表会合）を開催。
2015年9月：第8回交渉会合（首席代表会合）を開催。
2016年1月：第9回交渉会合（首席代表会合）を開催。
2016年6月：第10回交渉会合（首席代表会合）を開催。
2017年1月：第11回交渉会合（首席代表・局長/局次長会合）

2. 「日中韓FTA産官学共同研究報告書」のポイント

- 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す
- WTOルールと整合的である
- バランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウィンの状況を目指す
- 各国のセンシティブ分野にしかるべく配慮しつつ、建設的かつ積極的に交渉を行う

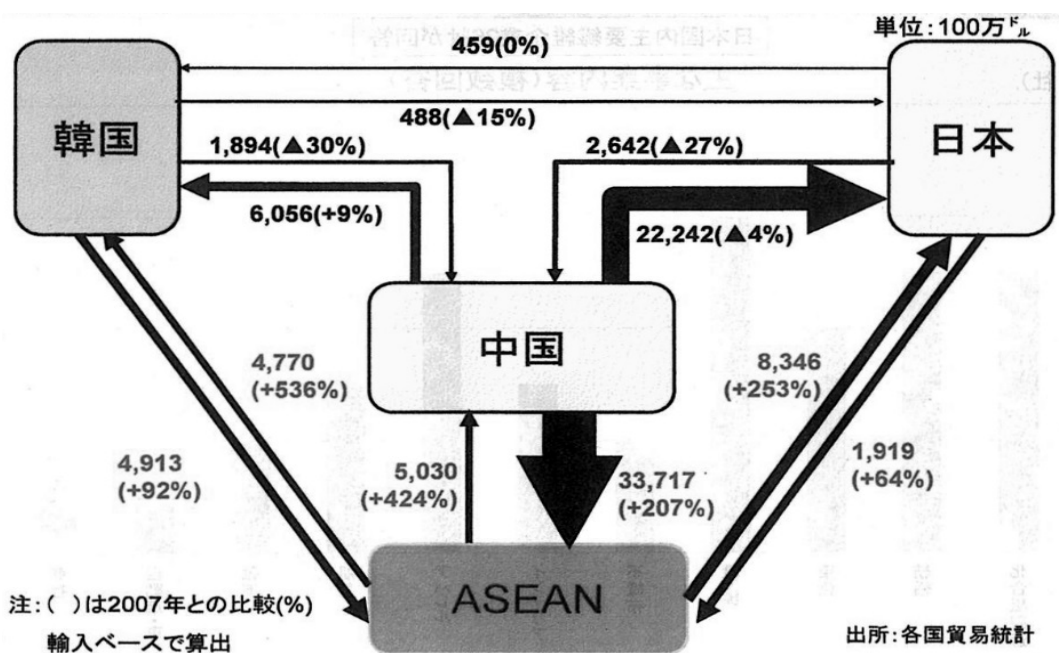
3. 今後の予定

- 次回(第12回)会合(局長/局次長級会合及び首席代表会合)を調整中(於:日本)。

2017年4月：第12回交渉会合（首席代表会合）（東京）

2018年3月：第13回交渉会合（首席代表会合）（ソウル）

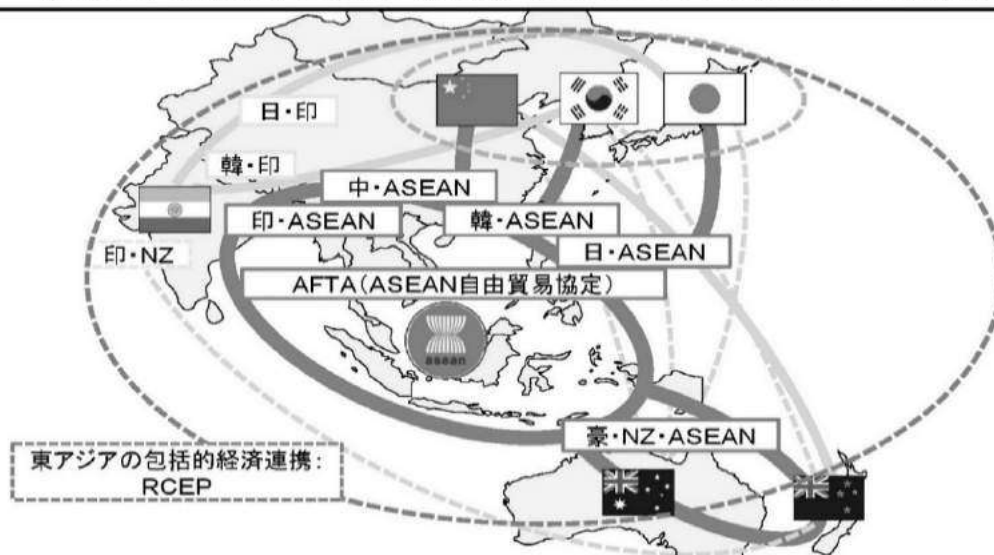
東アジアの繊維貿易フロー（2016年）





中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響

・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成
 ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり



10

●日・RCEP経済連携協定について

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について

<p>1. これまでの経緯</p> <p>RCEPとは、既にASEANと「個々」にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6カ国が1つのEPAを目指すもの。毎年1回以上の閣僚会議を開催。2016年9月のASEAN関連首脳会議において、RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化することがされた。</p> <p>2011年11月：ASEAN首脳会議は、地域包括的経済連携枠組み(RCEP)を採択。</p> <p>2012年8月：ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を採択。</p> <p>2012年11月：ASEAN関連首脳会議において、「基本指針」を承認し、RCEP交渉立上げを宣言。2013年早期の交渉開始で合意。</p> <p>2013年5月：第1回交渉会合(於：ブルネイ)を開催。 8月：第1回閣僚会合(於：ブルネイ)を開催。 9月：第2回交渉会合(於：豪州)を開催。</p> <p>2014年：第3～6回交渉会合を開催。 8月：第2回閣僚会合(於：ミャンマー)を開催。</p> <p>2015年：第7～10回交渉会合を開催。 8月：第3回閣僚会合(於：マレーシア)を開催。 11月：ASEAN関連首脳会議(於：マレーシア)を開催。</p> <p>2016年：第11～16回交渉会合を開催。 8月：第4回閣僚会合(於：ラオス)を開催。 9月：ASEAN関連首脳会議(於：ラオス)において、RCEP首脳共同声明を发出。</p> <p>2017年：11月：中間閣僚会合(於：フィリピン)を開催。 第17回交渉会合(於：日本)を開催</p>	<p>2. 「RCEP交渉の基本指針及び目的」(2012年11月首脳会合)のポイント</p> <p>○ 交渉の原則(抄) 参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる。</p> <p>○ 物品貿易 交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として、(中略)高いレベルの関税自由化の達成を目指す。</p> <p>3. 「RCEP交渉に関する共同声明文」(2016年9月首脳会議)(抄)</p> <p>RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化するよう、関係及び事務方に指示する。</p> <p>4. 今後の予定</p> <p>2017年5月 第18回交渉会合(於：フィリピン)</p>
---	--

- 2017年5月：第18回交渉会合(フィリピン)
- 2017年7月：第19回交渉会合(インド)
- 2017年9月：第5回閣僚会議(フィリピン)
- 2017年10月：第20回交渉会合(韓国)


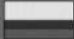
- 2017年11月：閣僚会合・首脳会合(フィリピン)
- 2018年2月：第21回交渉会合(ジョグジャカルタ)
- 2018年3月：中間閣僚会合(シンガポール)
- 2018年4月：第22回交渉会合(シンガポール)
- 2018年7月：中間閣僚会合(東京)

RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

●日・コロンビア経済連携協定について

日コロンビアEPAについて

○2012年9月の日コロンビア首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年12月に第1回交渉会合、2013年5月に第2回交渉会合、同10月に第3回交渉会合、2014年2月に第4回交渉会合、同5月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、同9月に第7回交渉会合、同10月に第8回交渉会合、同12月に第9回交渉会合、2015年3月に第10回交渉会合、同5月に第11回交渉会合、同7月に第12回交渉会合、同9月に第13回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2011年9月：日コロンビア首脳会談において、EPAに関する共同研究開始を決定。

2011年11月～2012年5月：共同研究会合を全3回開催。

2012年7月：共同研究報告書の公表。

2012年9月：日コロンビア首脳会談において、日コロンビアEPA交渉開始に合意。

2012年12月：第1回交渉会合を開催。

2013年5月：第2回交渉会合を開催。

2013年10月：第3回交渉会合を開催。

2014年2月：第4回交渉会合を開催。

2014年5月：第5回交渉会合を開催。

2014年7月：第6回交渉会合を開催。

2014年9月：第7回交渉会合を開催。

2014年10月：第8回交渉会合を開催。

2014年12月：第9回交渉会合を開催。

2015年3月：第10回交渉会合を開催。

2015年5月：第11回交渉会合を開催。

2015年7月：第12回交渉会合を開催。

2015年9月：第13回交渉会合を開催。

2. 「日コロンビアEPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・センシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。
- ・貿易の促進と国内の農水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることに妥当な配慮を払うことが重要であり、このため、農水産品に関するセンシティブリティについて現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。

○第5章 結論

- ・EPAは、二国間の経済的な統合を更に促進。
- ・できるだけ速やかに交渉を開始することを提言。

2016年は事務レベルでの非公式会合を開催



●日・カナダ経済連携協定について

日カナダEPAについて

○2012年3月の日加首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年11月に第1回交渉会合、2013年4月に第2回交渉会合、同7月に第3回交渉会合、同11月に第4回交渉会合、2014年3月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、同11月に第7回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2010年11月 : 日加首脳会談において、経済連携に前向きに対処することで意見が一致。

2011年3月
～2012年1月 : 日加EPAに関する共同研究会合を全4回開催。

2012年3月 : 共同研究報告書の公表。

2012年3月 : 日加首脳会談において、日加EPA交渉の開始に合意。

2012年7月 : 日加EPA交渉準備会合を開催。
 2012年11月 : 第1回交渉会合を開催。
 2013年4月 : 第2回交渉会合を開催。
 2013年7月 : 第3回交渉会合を開催。
 2013年11月 : 第4回交渉会合を開催。
 2014年3月 : 第5回交渉会合を開催。
 2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。
 2014年11月 : 第7回交渉会合を開催。

2. 「日加EPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・農林水産品の貿易促進と国内の農林水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることの重要性に十分配慮すべき。
- ・農林水産品に関するセンシティブリティについて、現実的かつ柔軟性のあるアプローチが採られるべき。

○第5章 結論

- ・包括的で高いレベルのEPAは、二国間の経済関係の更なる強化に資する。
- ・センシティブリティが双方に存在することに留意。

3. 今後の予定

次回(第8回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

●日・トルコ経済連携協定について

6月11日から13日までトルコのアンカラにおいて第10回目となる交渉会合が開催された。この会合においては、物品貿易、サービス、投資、衛生植物検疫(SPS)、原産地規則、貿易に関する技術的障害(TBT)、知的財産、電子商取引、政府調達、税関手続き等の各分野について議論が行われた。

日トルコEPAについて

1. これまでの経緯

2011年11月 : G20サミットにおいて、エルドアン・トルコ首相が野田総理に対し、日トルコ間のEPA/FTA締結に向けての期待を表明。

2011年12月 : 訪日中のババジャン・トルコ副首相が玄葉外務大臣との会談で、日EU間のEPA協議に並行して、日トルコ間でもEPA/FTAの協議を行いたい旨発言。

2012年7月 : 第1回日トルコ貿易・投資関係会合(玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、チャーラヤン・トルコ経済大臣)において、日トルコEPA共同研究の立上げに合意。

2012年11月 : トルコ・アンカラで共同研究第1回会合を開催。

2013年2月 : 東京で共同研究第2回会合を開催。

2013年7月 : 共同研究報告書を公表。

2014年1月 : 日トルコ首脳会談で、EPA交渉開始に合意。

2014年6月 : スコーピング協議。

2014年12月 : 第1回交渉会合を開催。(於: 東京)

2015年4月 : 第2回交渉会合を開催。(於: トルコ)

2015年9月 : 第3回交渉会合を開催。(於: 東京)

2016年1月 : 第4回交渉会合を開催。(於: トルコ)

2016年6月 : 第5回交渉会合を開催。(於: 東京)

2017年1月 : 第6回交渉会合を開催。(於: トルコ)

2. 「日・トルコEPA共同研究報告書」のポイント

○日EU・EPAとの関係

両者は、トルコ・EU関税同盟を念頭に置きつつ、日EU・EPA交渉と並行して交渉を行うことが必要との認識を共有。

○センシティブ品目の扱い

関税の撤廃に関し、双方は特定の農産品、水産品等のセンシティブリティを強調。

○結論

特定の品目のセンシティブリティに留意しつつも包括的かつ高いレベルのEPAは両国に多大な利益をもたらす、経済関係を更に強化することを認識。両国がEPA交渉を開始することを提言。

3. 今後の予定

次回(第7回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

- 2017年9月：第7回交渉会合(東京)
- 2018年1月：第8回交渉会合(トルコ)
- 2018年4月：第9回交渉会合(東京)
- 2018年6月：第10回交渉会合(トルコ)

●特許公開情報

2018年6月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2018年6月公開分)

<6月分>

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2018-100150	株式会社ブリヂストン	コンベアベルト用織物及びパイプコンベアベルト
2	特開 2018-099776	住友ゴム工業株式会社	すだれ織物、タイヤ用プライ材料およびタイヤとそれらの製造方法
3	特開 2018-099651	東レ株式会社	ワイピングテープ、およびその製造方法
4	特開 2018-096538	三ツ星ベルト株式会社	摩擦伝動ベルト
5	特開 2018-096007	帝人株式会社	三層構造織編物および繊維製品
6	特開 2018-096003	帝人株式会社	加温機能または冷却機能を有する衣料
7	特開 2018-096001	帝人株式会社	空調服
8	特開 2018-095078	トヨタ紡織株式会社 大喜株式会社	車両内装用表皮材
9	特許 6346363	東洋紡 S T C 株式会社	織物
10	特許 6345904	ユニチカトレーディング株式会社	ナイロン混織交絡糸、織編物、ナイロン混織交絡糸の製造方法、及び積層生地
11	特開 2018-091483	三ツ星ベルト株式会社	有端なVベルト、及び、その製造方法
12	特開 2018-090936	株式会社クラレ	芯鞘複合繊維
13	特開 2018-090915	株式会社イノテックス・ジャパン	織物、織物の加熱装置、及び織物の延伸装置
14	特開 2018-090778	アルケマ フランス (仏)	接着性極薄防水通気性フィルムの製造における熱可塑性デンブンおよびTPEのアロイの使用
15	特開 2018-089083	積水成型工業株式会社	すだれ
16	特開 2018-087404	ハネウエル・インターナショナル・インコーポレーテッド (米)	防弾用の高性能積層テープおよびその関連製品



17	特開 2018-087392	パナソニックIPマネジメント株式会社	フレキシブル配線基板、電子機器、繊維製品
18	特許 6340128	東洋紡STC株式会社	複合糸及びこれを含む織編物

6月の行事

- 6月12日…………… SCM 推進協議会総会(TFTビル)
- 6月15日…………… 第120回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 6月19日…………… 第4回繊維産業技能実習事業協議会(経済産業省)
- 6月26～27日……… ジェトロ欧米向けテキスタイル輸出展示商談会(東京・ジェトロ本部)
- 6月29日…………… SCM 推進協議会取引改革委員会(TFTビル)

7月以降の行事

- 7月12日…………… 繊維産連幹事会(東海大学交友会館)
- 7月24日…………… 繊維産連常任委員会(霞ヶ関ビル)
- 8月 1日…………… 第121回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 8月 4日…………… 綿工連綿's 倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 9月27～28日……… 綿スフ工連広幅先染専門委員会(九州産地)
- 11月 1～2日……… 綿工連綿's 倶楽部「第5回機屋の直売会」(レンタルスペース“さくら”中目黒)
- 11月 5日…………… 第8回日中韓繊維産業協力会議(中国・西安市)
- 11月 9日…………… 近畿以西事務局会議(九州産地)
- 11月21～22日……… JFW-Premium Textile Japan 2019 S/S、JFW-Japan Creation 2019
(東京国際フォーラム)

“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。